

○武蔵野市情報公開条例

平成13年 3 月23日 条例第 5 号

改正

平成16年 条例第15号

平成26年 9 月29日 条例第22号

平成27年 3 月24日 条例第 6 号

平成28年 3 月22日 条例第 6 号

武蔵野市情報公開条例

武蔵野市情報公開条例（平成元年 3 月武蔵野市条例第 7 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 情報公開の総合的な推進（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 行政文書の開示（第 7 条—第19条）

第 4 章 審査請求（第20条—第27条）

第 5 章 武蔵野市情報公開委員会（第28条）

第 6 章 出資団体等の情報公開（第29条・第29条の 2）

第 7 章 雑則（第30条—第33条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に即し、行政文書の開示を請求する市民の権利等につき定め、武蔵野市（以下「市」という。）が保有する情報の公開を図ることにより、市が市政について市民に説明する責務を果たすとともに、市民の知る権利に基づく市政への参加を保障し、もって人々の理解と批判のもとに、公正で透明な行政を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- （2） 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方

式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等

イ 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布することを目的として発行されるもの

ウ 武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例（平成26年9月武蔵野市条例第22号）第2条第2号に規定する歴史公文書等

エ 市長又は教育委員会が規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（ウに掲げるものを除く。）

（条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用にあたっては、行政文書の開示を請求するものの権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、その権利を濫用することなく、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進に関する市の責務）

第5条 市は、行政文書の開示並びに市が保有する情報の公表及び提供を行い、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理に努めるものとする。

3 市は、情報公開の効果的推進を図るため、国及び他の地方公共団体との協力及び連携に努めるものとする。

（情報の公表等）

第6条 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものの公表又は提供（以下「公表等」という。）をしなければならない。ただし、当該情報の公表等について法令若しくは条例（以下「法令等」という。）で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第9条各号に規定する非開示

情報に該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の長期計画その他市の重要な計画及びその中間段階の案
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び会議録
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民として知るべき最小限の情報及び公表等を行うことが適当と認められる情報

2 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示の請求を受けてその都度開示をした場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、情報の公表等に努めるものとする。

第3章 行政文書の開示

（行政文書の開示を請求できるもの）

第7条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

（行政文書の開示の請求方法）

第8条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第9条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康又は環境を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(7) 市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められるものを除く。

（行政文書の一部開示）

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報（第9条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第12条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第13条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により、開示請求の拒否を理由として開示しない旨の決定をしたときは、その旨を武蔵野市情報公開委員会に報告しなければならない。

（開示決定等の期限）

第14条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第8条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本項を適用する旨及びその理由

（2） 残りの行政文書について開示決定等をする期限

4 前2項の規定により、開示決定等の期間を延長したときは、その旨を武蔵野市情報公開委員会に報告しなければならない。

（理由付記等）

第15条 実施機関は、第13条第1項及び第2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該

規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政文書が、当該行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第16条 開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第9条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第11条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思表示をした意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに当該意見書（第21条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(行政文書の開示方法)

第17条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあつては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 前項の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該行政文書の写しによりこれを行うことができる。

(開示手数料等)

第18条 この条例の規定に基づく、行政文書の視聴及び閲覧に係る開示手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、開示請求者が次に掲げるもの以外のものであるときは、別表に定める開示手数料を徴収する。ただし、市長は、経済的理由があると認めるときは、開示手数料を免除することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市が行う事務又は事業に利害関係を有する者

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関が行政文書の開示をするため、第13条第1項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日の翌日から起算して14日以上期間をおいた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなして別表に定める開示手数料を徴収する。

4 既納の開示手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 この条例の規定に基づき、行政文書の写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第19条 実施機関は、法令等の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる行政文書については、行政文書の開示をしないものとする。

2 実施機関は、市の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、行政文書の開示をしないものとする。

第4章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「審査会」とする。

（審査会への諮問）

第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をし、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- （2） 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （3） 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- （1） 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- （2） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政

文書の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。)

(武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会)

第23条 第21条第1項及び武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月武蔵野市条例第6号）第31条第1項に規定する諮問に応じて審議するため、武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 審査会は、第1項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 5 委員が欠けたときは、市長は、補欠の委員を委嘱するものとする。
- 6 市長は、前2項の規定により委員を委嘱したときは、議会に報告するものとする。
- 7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第25条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

- 2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、第24条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

(審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

第5章 武蔵野市情報公開委員会

(武蔵野市情報公開委員会)

第28条 情報公開制度その他情報公開の推進に関する事項について、審議し、又は実施機関に意見を述べるため、武蔵野市情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

3 委員が欠けたときは、市長は、補欠の委員を委嘱するものとする。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 出資団体等の情報公開

(出資団体等の情報公開)

第29条 武蔵野市土地開発公社は、この条例に準じた情報公開制度を制定するよう努めるものとする。

2 市が出資等を行い、その団体の行う業務が市政と極めて密接に関係する団体及び市が継続的に財政支出を行っている団体であって、規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、前2項に規定する団体の情報公開について、当該団体の性格、自立性等に配慮しながら助言及び指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第29条の2 武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）に規定する指定管理者のうち出資団体等以外のもの（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとりその管理する公の施設に関する情報の公開を行うため必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

- 2 指定管理者を指定した実施機関は、当該指定管理者が管理する公の施設に関する情報の公開について、当該団体の性格、自立性等に配慮しながら助言及び指導に努めるものとする。

第 7 章 雑則

(文書管理及び検索等)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定め、行政文書を適正に管理しなければならない。

- 2 実施機関は、行政文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第31条 市長は、毎年 1 回各実施機関の行政文書の開示等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(罰則)

第32条 第23条第 8 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の武蔵野市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第 8 条の規定により、現にされている公文書の開示請求は、この条例第 8 条第 1 項の規定による行政文書の開示請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、旧条例第14条及び第15条の規定により、現にされている自己情報の本人開示及び訂正に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現にされている旧条例第17条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例第20条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
- 5 前 3 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

6 旧条例第18条第1項の規定により置かれた武蔵野市公文書開示審査会は、この条例第23条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

7 この条例の施行の際、旧条例第18条第2項の規定により、武蔵野市公文書開示審査会の委員に委嘱されている者は、この条例第23条第3項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成13年10月8日までとする。

付 則（平成16年6月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年9月29日条例第22号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。（後略）（平成26年12月（教）規則第10号で、同年12月14日から施行）

付 則（平成27年3月24日条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月22日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第18条関係）

開示の方法	金額	徴収時期
閲覧	1件名につき 100円	閲覧のとき。
視聴	1件名につき 100円	視聴のとき。